

## 610万円まで贈与税非課税に

経済危機の追加対策としての税制改正法案が先日国会に提出されました。年の中途での税制改正は異例で、ねじれ国会において法案が成立するかどうかはまだ不透明な面もありますが、具体的な内容は大きく3項目あります。

- 住宅取得資金の贈与について500万円まで贈与税を非課税
- 中小企業の交際費等の限度額を400万円から600万円に拡大
- 研究開発税制の拡充

中でも、住宅取得資金の贈与税の500万円非課税制度については一般的に影響が大きいものと思われまますので、従来の贈与税制も含めて概要をご紹介します。

### 1. 住宅取得資金の贈与税の500万円非課税制度の概要

2009年1月1日～2010年12月31日に20歳以上の者が、居住用家屋の取得(敷地の取得含む)や増改築等に充てるために、父母又は祖父母から受ける金銭の贈与については、500万円まで贈与税は非課税とする。

### 2. 従来の贈与税非課税制度との比較

	A	B	C
	500万円非課税制度(案)	暦年課税	相続時精算課税制度
贈与者	父母又は祖父母	原則制限なし	65歳以上(住宅取得資金等は年齢制限なし)の父母
受贈者	20歳以上の子又は孫	原則制限なし	20歳以上の子
非課税額	500万円	年110万円	累積2500万円(住宅取得資金等は3500万円)
使途	住宅取得資金等に限る	制限なし	・2500万円まで制限なし ・2500万円超3500万円までは住宅取得資金等に限る
住宅取得資金の場合の条件	Cの相続時精算課税制度とほぼ同様になると考えられます。	制限なし	・床面積50㎡以上の新築又は築後20年(耐火建築は25年)以内の既存住宅の取得 ・100万円以上の一定の増改築
適用期間	2009年1月～2010年12月	期限なし	住宅取得資金等は2009年12月まで

### 3. 他の贈与非課税制度との関係

- (1) AとBの組み合わせで、年間最大610万円(500万円+110万円)の贈与まで非課税  
なお、610万円の贈与の場合、従来の110万円の非課税のみでは、贈与税額は85万円となります。
- (2) AとCの組み合わせでは、年間最大4,000万円(500万円+3,500万円)の贈与まで非課税  
但し、Cの相続時精算課税制度では以下のような利用制限があります。
  - ・制度の対象となる親の相続時に、本制度を選択した贈与財産を「贈与時の時価」にて相続財産に合算し、通常通り相続税を計算する。
  - ・本制度を選択した親から子への贈与は、Bの従来の年110万円控除は利用できない。但し、選択した親以外の親族や第三者からの贈与には110万円の控除の利用は可能。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

